

○特許庁告示第十七号
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公示する。

平成二十四年九月七日

特許庁長官 岩井 良行

（10）個室における管理期間中、被験者に対して身体的に使用した器具等及び被験者の排泄物等に接触した器具等は、十分に不活化を行った後、医療廃棄物の管理規程に従い廃棄又は十分洗浄する。ただし、不活化を個室以外の区域で行う場合には、二重に密封した容器に入れて運搬する。

（11）個室における被験者の管理を解除する前に、被験者の唾液、尿液及び尿中のTelomelysinが陰性であることを確認する。

なお、Telomelysinが確認されたときは、個室における被験者の管理を継続する。また、排泄物等の床等への落下の有無にかかわらず、個室における管理終了後は床等を消毒薬で拭き清掃する。

（12）個室における被験者の管理を解除した後、被験者の唾液、尿液又は尿中からTelomelysinが検出された場合には、被験者を個室における管理下に移す必要性について検討する。

なお、必要と判断された場合は、上記⑧から⑩までと同様の措置を執る。

登録番号	登録年月日	登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	登録を受けた者が調査業務を行う区分の名称	登録を受けた者が調査業務を行う事業所の名称及び所在地
第三十四号	平成二十四年八月三十日	株式会社パソナグループ 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号 （代表取締役グループ代表 南部 靖之）	先行技術調査（アミニーズメント）	株式会社パソナグループ 大阪本部 大阪府大阪市中央区淡路町四丁目2番15号 東京分室 東京都千代田区大手町二丁目6番4号

○国土交通省告示第十号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を決定したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月七日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎

路線名 近畿自動車道名古屋神戸線
道路の区域

間

敷地の幅員 延 長
最大（メートル） 一七八
最小（メートル） 三八
六六四

三重県三重郡菟野町大字千草字東江野七〇四五番一八九地先から同県三重郡菟野町大字千草字東江野七〇四五番一五七まで

国土交通大臣 羽田雄一郎

○国土交通省告示第十二号
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十一年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年九月七日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎

路線名	変更前	敷地の幅員	延 長
道路の区域	後別	最大（メートル）	（メートル）
区 間	前	最小 六五六	
	後	最大 三三二	
		最小 一、〇二七	
		最大 六七八	
		最小 三三二	

○国土交通省告示第十三号
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、大阪港埠頭株式会社から港湾管理者が大阪市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎

一 縦覧の開始の日
平成二十四年九月十四日

二 縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階） 国土交通省港湾局港湾経済課 午前九時三十分から午後六時十五分まで
神戸市中央区海岸通二十九番地（神戸地方合同庁舎五階） 近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課 午前八時三十分から午後五時十五分まで

○国土交通省告示第十四号
港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十項の規定に基づき、神戸港埠頭株式会社から港湾管理者が神戸市である埠頭群を運営する者の指定の申請があったので、同法附則第二十五項において準用する同法第四十三条の十一第八項の規定により、その内容を次のように縦覧に供するため、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十一条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎

一 縦覧の開始の日
平成二十四年九月十四日

二 縦覧の場所及び縦覧の時間
東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階） 国土交通省港湾局港湾経済課 午前九時三十分から午後六時十五分まで
神戸市中央区海岸通二十九番地（神戸地方合同庁舎五階） 近畿地方整備局港湾空港部港湾管理課 午前八時三十分から午後五時十五分まで

○国土交通省告示第十五号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大阪府都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎

○国土交通省告示第十六号
土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、大阪府都市計画事業大阪駅北大深東地区土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年九月七日

国土交通大臣 羽田雄一郎